

## 背景・経緯

- 庁内で実施するタウンホールミーティングにおいて、職員から、「庶務業務の負担が重く、本来必要な政策立案を行うことができない」との声が出たことから、2021年度より国内外の出張・会議運営等に関する庶務業務の外部委託の検討を開始。
- 委託可能な庶務業務の整理や外部委託の試行を経て、2024年9月より庶務業務の外部委託を開始。

## 取組の概要

- 現在、庁内に委託先事業者の3名が常駐し、職員の庶務業務のサポートを実施。※庶務業務だけでなく共用物品の管理も委託
- リーフレットによる周知や、庁内広報誌への利用者インタビューの掲載などにより、利用を促進。
- 委託先事業者との意見交換や利用した職員へのアンケートにより、運用や委託業務の範囲を見直し。

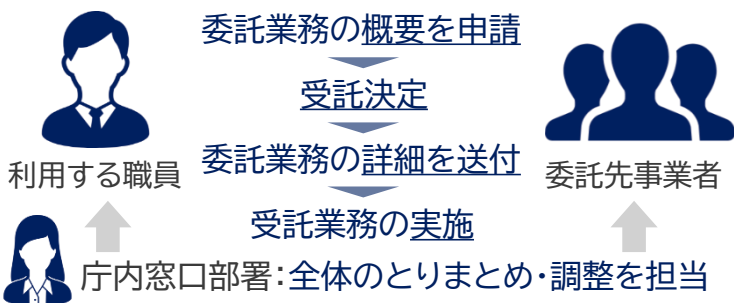
→ 周知用リーフレット



→ 庁内広報誌  
(利用者インタビュー)



### 【委託フロー】



### 【委託可能な庶務業務】



出張関係

- ・出張計画・旅費精算に係るSEABIS上の決裁起案等 (いずれも内国・外国対応)



会議運営

- ・会場設営・備品準備
- ・委員等旅費・謝金関係決裁
- ・速記業者・物品の調達



その他

- ・名刺作成
- ・電子データの印刷・編綴
- ・紙資料のPDF化 など

## 利用者の声



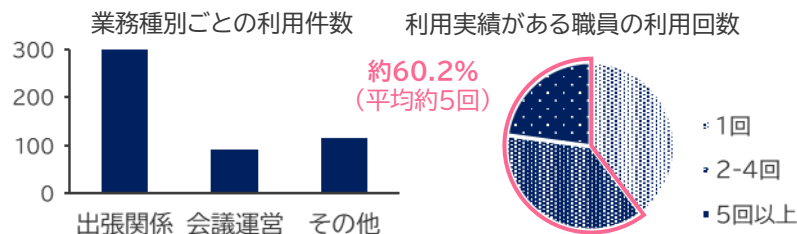
自分でやると数時間かかる業務をお願いできて、その分の時間を他の業務に充てられたので助かった



人手が少ない中で会議設営等が必要だったため、業務の負担が大幅に軽減された

## 利用実績

これまで多数利用されており、リピーター率は約6割！



→ 庶務業務の外部委託によって、政策立案等の真に必要な業務にリソースを集中できる環境を整備！